

3 6 2 - 0 0 3 7

埼玉県上尾市大字上  
町1丁目1番15号市川ビル5階

税理士法人キャンパス

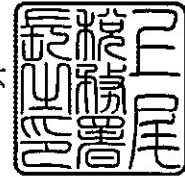
越川 利明様

上尾法4 第 7 号

令和 7 年 3 月 31 日

上 尾 税務署長  
財務事務官

傳川 和広



### 意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（法人税、地方法人税、復興特別法人税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名

納税地

法人課税第四部門

担当者

原山 男 康

電話 048 - 770 - 1800

内線 ( 343 )